

令和4年1月21日

令和4年第1回神奈川県議会臨時会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

I 新型コロナウイルス感染症に係る取組.....	1
--------------------------	---

参考資料 特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針

I 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の実施方針のとりまとめ、措置の実施などの対応を行った。令和3年12月9日の防災警察常任委員会以降の主な取組は、次のとおりである。

1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

開催日	主な内容
12月27日	オミクロン株への県の対応について（書面開催）
1月12日	かながわ県民割の新規予約の停止について（書面開催）
1月19日	まん延防止等重点措置に伴う対応について

2 まん延防止等重点措置に伴う県の対応

1月19日、特措法第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受けた。

(1) 措置期間

1月21日～2月13日（24日間）

(2) 措置区域

県内全域

(3) 措置の主な内容

ア 県民に対する要請

時短を要請している時間以降の飲食店の利用自粛 など

イ 飲食店等に対する要請

(7) 営業時間の短縮

a マスク飲食実施店認証店

① 5時から21時（酒類の提供は11時から20時）まで

② 5時から20時（酒類は提供停止）まで

※ ①と②のどちらかを認証店が選択

b 非認証店

5時から20時（酒類は提供停止）まで

(4) 人数制限

1テーブル4人以内

※ 認証店である披露宴会場など（慶弔行事に使用する場合は、対象者への全員検査を当日中に行った場合、人数制限なし

ウ イベントに対する要請

(人数上限)

		5,000 人以下の施設	5,000 人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000 人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可	5,000 人まで可
	安全計画策定	/	2万人を上限として 収容定員まで可(※)

※ 対象者への全員検査を当日中に行った場合、2万人の上限は対象外として、人数上限を収容定員までとする。